

Title	権力概念の検討：タルコット・パーソンズの場合
Sub Title	A study on the concept of political power
Author	霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.6 (1970. 6) ,p.18- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700615-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

権力概念の検討

—タルコット・パーソンズの場合—

霜 野 寿 亮

は し が き

政治学的主要任務のひとつは権力現象の解明にある。権力の問題、換言して秩序の問題はギリシアに始まり今日に至る政治学の中の中心主題である。伝統的な政治理論の多くはあるべき姿としての権力像を追求してきている。そして、政治機構制度論から政治過程論へという研究方法の転換を経た現代政治学においては、権力現象は政治のあるがままの姿を理解するための戦略地点と考えられ、新たな注目をあびている。このように政治学が権力現象を究明する科学であるとした場合、我々が権力と呼ぶものの本質は何であるのか、あるいは権力をどのように概念規定するのが政治の理解に最も有効であるのかの問が極めて重要な課題として照明されることになる。

権力現象への経験的接近は、現代政治学がその理論発展の多くを負っているアメリカ政治学において主に発展させられてきている。たとえば、C・E・メリアムは権力現象を動態的に把握すべきことを指摘し、H・D・ラスウェルは社会に生起

する権力を考察する際の分析枠組を体系的に構築している。彼によれば、権力とは決定——重大な制裁（価値剝奪）を伴う政策——の作成への参与である、とされる。⁽¹⁾ また最近では、権力に測度を付与して権力関係をまず操作的に確定し、そこから権力の本質に肉薄しようとする研究がさかんである。

本論では、このような背景と密接な関連を有しながらも、社会体系論の立場から独特の権力概念を呈示しているタルコット・パーソンズを扱いたいと思う。彼を取りあげるのは、政治学において体系論的考察が増大しているという消極的事情からだけでなく、政治学が体系論に肯定的評価を下すにも否定的評価を下すにも、体系論を理解していなければならぬと考えるからである。ただ彼の理論はグラント・セオリーと往々呼ばれるように広範囲にわたっており、彼の理論全体に考察を及ぼすのは困難である。本論の目的は、パーソンズの理論体系において権力がどのように概念規定されているのか、また権力の性質がどのように理解されているのかを説明することに限定される。そして、権力概念と社会体系論の関連については、この説明に必要なかぎりで考察が加えられる。次に意図しているのは、パーソンズ権力概念の検討であり、特に権力の正統性と関連させて、政治学においてなされている多くの権力概念とどのような関係にあるのかを簡単に論じたいと思つてゐる。

(1) H.D. Lasswell and A. Kaplan, *Power and Society* (Yale University Press), 1965, pp. 74-75.

一

タルコット・パーソンズはアメリカ社会学のなかで特異な位置を占める社会学者であり、彼の目標は行為の一般理論の構築にある。この姿勢は『社会行為の構造』⁽¹⁾（一九三七年刊）以来まったく変化していない。パーソンズの政治理論は、行為理論を根底にして構成される社会体系論を政治現象に適用したものである。彼は政治学を権力の理論として考え、政治権力の

理論は研究の性質上、変数として社会体系の変数の大半を考慮しなければならぬ⁽²⁾としている。それで、パーソンズの権力概念を考察する場合、(1)行為理論、(2)社会体系論の構造、(3)その動態、(4)政治理論、(5)権力概念の相互連関について幾つかの時期を適宜設定し考察を加えるのが便宜的である。

パーソンズは一九五一年に、『社会行為の構造』から始まる準備的研究を踏まえて、『価値・動機・行為体系』⁽³⁾と『社会体系』⁽⁴⁾を著して行為理論を確立し、それに基づいて構造分析に重点を置く社会体系論を展開した。そして一九五三年には『行為理論の作業論文』⁽⁵⁾で社会体系の機能分析に向う姿勢を示し、四次元図式↓位相運動論↓構造分化論へと理論を進展させている。W・C・ミッチェルに従えば、パーソンズの行為理論は一九五一年を境にして大きく変化してきており、また一九五三年以後における社会体系論の機能分析的側面の充実という変化も良く知られているので、パーソンズ理論は三時期に区分して考察されるのが適當である。すなわち、第一期は行為理論確立のための準備期間である一九五〇年まで、第二期は行為理論と社会体系の構造分析の確立期間にあたる一九五一年から一九五三年まで、第三期は機能分析の確立時期である一九五三年から現在までである。

一九五〇年まで、パーソンズの行為理論構築の努力は個人の行為および知覚に重点を置いている。彼は、社会学は個人の動作と行為に注目して行為分析を始めるべきであると論じ、行為理論の構築に際し個人の役割を特に強調する。彼は『社会行為の構造』で行為理論の第一歩を展開したが、その主要な目的は行為が主意主義的であり、また主体的、規範的であることを明らかにすることにあつた。パーソンズがそこで拒否した考えは古典派経済理論と実証主義理論とにおける主知主義的行為理論である。功利主義を基礎におく古典派経済理論は、行為の要素のうち目的―手段の図式を軸として構成されており、人間を理性的、知的計算の可能な、合理的存在として考察している。この仮定に従えば人間はその欲望を極大化するために計算し選択する存在であることになる。この理論の終着はホッブスの秩序の陥穽におちいることになり、目的の当否正

誤を論ずることなくしては社会秩序の成立を説明することも不可能となる。この限界を克服すべく提唱された試みが実証主義の立場であるが、ここでは目的が所与として、つまり人間の手を離れた合理性を有するものと扱われることになつてしまふ。これに対してパーソンズは目的の閑却あるいは目的を所与として措定することを避け、自由意志を持つ個人の目的が安定した共通価値に統合されていることを説明する理論的基盤を社会学に与えようとして、それぞれ功利主義、実証主義、觀念主義を代表するA・マッシュナル、V・パレット、E・デュルケム、M・ウェーバーの学説を批判的に検討し、自己の姿勢の確証を得たのである。マッシュナルは経済的行為のうちにおける非経済的要素（大部分は道德的要素）の存在を明らかにし、残る三人の社会学者は功利主義理論が見すごしてきた社会的統合価値を導入したとパーソンズは評価している。⁽⁹⁾

行為の要素としての規範や価値の存在の確証を得てパーソンズは「行為の図式」を明示する。彼は行為の図式においてその基礎的単位となるものを「単位行為」と呼ぶが、この単位行為は次から構成されている。(1)行為者↓行為の主体であり、動因である。(2)目的↓行為者の行為の経過が志向する将来の事態である。(3)手段↓行為者の状況の一部でありながら行為者が自由に支配できるものである。(4)条件↓行為者の状況の一部であり、行為者が自由に支配できないものである。(5)規範志向↓以上の諸要素の間の関係を律する一定の様式である。⁽¹⁰⁾ 行為をこのように理解、分析、説明することにより始めて個人的行為の完全な説明が可能になり、個人的行為の集積である社会の統合の問題に進みうる基盤を獲得できるとパーソンズは考へている。

彼はこの行為の図式をすべての単位行為の結合よりなる行為体系一般の準拠枠をなすものとみなし、行為体系を同一の行為者の行為結合としての人格体系と複数行為者の結合よりなる社会的行為体系に分類したが、⁽¹¹⁾ 未だこの時点では所謂社会体系の概念それ自体への関心はそれほどなく、社会体系の基本的構造について、ましてやその動態について理論構成するまでに至っていない。しかしながら、社会的行為の統合という見地から功利主義のおよび実証主義的な行為理論にかわつて注意

主義的行為理論を主張し、「社会的行為体系が共同的価値の統合という属性によつて理解されるかぎりで分析理論を展開しようとする科学⁽¹²⁾」と社会学を規定するパーソンズの理論的関心は、共同的価値の統合のメカニズムの解明という方向に導かれ、おのずと社会体系論の構築に向うのである。一九五一年に『社会体系』を発表するまでの十余年間は社会体系の理論を生みだすための準備期間であり、この間に彼は、『社会構造における年齢と性⁽¹³⁾』、『米国における家族集団⁽¹⁴⁾』、『社会構造と専門職業⁽¹⁵⁾』、『経済活動の動機づけ⁽¹⁶⁾』、などの諸論文において社会体系の試みを行なつてゐる。さらに、社会体系論の構成において極めて重要な位置を予定されている型の変数についても、(1)機能的限定性—機能的無限定性の対概念はすでに『社会行為の構造⁽¹⁷⁾』で導入されており、(2)伝統主義—合理主義、(3)普遍主義—個別主義の両対概念がさきの後二者の論文で説明されている。

この時期、パーソンズはまだ行為理論の純粹に政治的側面を主要主題として扱つてゐない。彼は権威(ウェーバー)、エリートと権力、イデオロギー(バレット)、規範(デュルケム)などを考察しているけれども、それらは政治分析の特定様式の確立にはほど遠いようにみえる。たしかにパーソンズは政治学を行為理論の一特徴的部分として、そして科学として構築しようとして意図している。この意図はパーソンズの理論的意味の世界では、規範が行為の決定要因であり、主体的あるいは理解的視角に関心があること、権力が分析の焦点であることを指示しているのであるが、これに続く叙述は非常に一般的であり、特に記されなければならない内容は含まれてゐない。

したがつて、政治学の分析焦点とされる権力概念においても、それに関する記述は常識的に触れられてゐるにとどまり、権力概念は行為理論と接合するまでには至つてゐない。権力は行為図式の一要素であり、政治学に適した基盤である。政治学は権力の側面、つまり一行為者が他の行為者に優越する側面を研究するものであると強調するのであるが、権力が行為の図式のうちに占める位置は概念的に詳らかにされてゐない。⁽²⁰⁾ただ後の理論発展との関連で目を引くのは、この時期パーソン

ンズが政治的資源と価値の零和概念 (Zero-sum Conception) を明瞭に受け入れた点⁽²¹⁾、そして政治学は権力の階続すなわち他者の統制という変数を扱うのであるから、多いか少ないかという変数を扱う経済学の枠組に類似する関係枠を築きあげることができないと主張して来た点である。要するにこの時期のパールソンズの政治学と権力概念はすこぶる平面的な説明にとどまり行為の準拋枠とうまく接合していないのであるが、それは政治の分析にとつて不可欠であるところの複数個人よりなる相互作用的行為の構造、すなわち社会体系の構造の分析にパールソンズが手をつけていないからである。

- (1) Talcott Parsons, *Structure of Social Action* (New York: McGraw Hill), 1937
- (2) T. Parsons, *Social System* (New York: Free Press), 1966, p. 551.
- (3) T. Parsons and E.A. Shils, 'Values, Motives, and System of Action', in *Toward a General Theory of Action*, edited by Parsons and Shils (Harvard University Press), 1951. 永井道雄他訳「行為の総合理論をめぐって」日本評論社、一九六〇年、第II部。
- (4) 註(2)
- (5) T. Parsons, R.F. Bales and E.A. Shils, *Working Papers in the Theory of Action* (New York: Free Press), 1953.
- (6) William C. Mitchell, *Sociological Analysis and Politics: The Theories of Talcott Parsons* (Prentice-Hall), 1967, p. 23.
- (7) 次を参照。新明正道「社会学的機能主義」誠信書房、一九六七年、一三三頁。倉田和生「T・パルソンズ理論の展開」関西学院大学社会学部紀要、六号、一九六五年、七頁。
- (8) Mitchell, *op. cit.*, p. 23.
- (9) この説明には次を用いた。小関藤一郎「T・パルソンズの行為理論の研究」『マカザミン』十五号、一九五七年、一三二—一三三頁。——T. Parsons, *Structure of Social Action* (New York: Free Press), 1968, pp. 698-726
- (10) T. Parsons, *Structure of Social Action*, pp. 43-51.
- (11) 新明、前掲書、一三四頁。
- (12) T. Parsons, *Structure of Social Action*, p. 768.
- (13) T. Parsons, *Age and Sex in the Social Structure of United States*, *American Sociological Review*, 7, 1942, pp.604-616.
- (14) T. Parsons, *The Kinship System of the Contemporary United States*, *American Anthropologist*, 45, 1943, pp. 22-38.
- (15) T. Parsons, *The Professions and Social Structure*, *Social Force*, 17, 1939, pp. 457-467.
- (16) T. Parsons, *Motivation of Economic Activities*, *Canadian Journal of Economic and Political Science*, 6, 1940, pp. 187-203.

- (17) T. Parsons, *Structure of Social Action*, pp. 686-694.
(18) 註(5)~(6).
(19) Mitchell, *op. cit.*, p. 25.—T. Parsons, *Structure of Social Action*, pp. 767-775.
(20) Mitchell, *op. cit.*, pp. 21-33.
(21) *Ibid.*, p. 25.

一一

パーソンズはE・A・シルズと共著の論文『価値・動機・行為体系⁽¹⁾』を一九五一年に発表し、さらに分析的な行為理論を展開している。第一期が主意主義的行為理論の必要の主張であつたのに対し、第二期の行為理論は動機づけに多くの注意が払われ、また全体的に精神分析理論と心理学によつて補強されている。⁽²⁾ここで行為の概念は次のように再規定される。(1)行動は目的・目標あるいは他の何らかの予期された事態の達成に向つている。(2)それは状況内において起る。(3)それは規範によつて規制されている。(4)それはエネルギー、努力あるいは動機づける力の消費を含む。パーソンズは行動がこのように分析され、また分析されるときこれを行為と呼んでいる。⁽³⁾この規定から明らかのように行為の基本的要素は、行為者・行為の状況・その状況に対する行為者の志向であり、これが行為理論の關係枠の成分を構成している。⁽⁴⁾

行為体系としての行為者は個人か集合体であり、行為の状況は行為者により意味づけられた外界であり、行為が展開する場である。状況は社会的客体(個人と集合体)と非社会的(自然のおよび文化的)客体に区分される。志向とは行為が目的との関連で行為者により行為に付与された意味によつて導かれることであり、⁽⁵⁾状況への行為者の志向は一組の分析可能な諸要素に分解される。行為者は状況と意味関係を結ぶためには、状況を客観的に識別し、状況が自己に好意的か非好意的かに応じて状況を好悪し、現在または将来において全体としての要求充足が最適になるように様々の行為様式を計算することが必要で

ある。これら三個の判断は要求性向を直接、間接に充足させる側面にかかわつていたので動機志向と呼ばれ、それぞれ動機志向の認識の様式、カセクシスの様式 (caustic model)、評価の様式と呼ばれる。また行為者が選択を許されている状況にあるとき、行為者は身柄を価値に委託することがあり、これは価値志向と呼ばれる。すなわち、状況識別のための標準への委託が価値志向の認識の様式、好悪判断が適切か否か、その判断に一貫性があるか否かを判断する標準への委託が同鑑賞の様式、ある行為の結果が行為体系に及ぼす影響を判定する標準への委託が同道徳の様式である。このように状況の意味は最初から確定されているのではなく、状況が確定的意味を持つ前に行行為者は一連の選択をしなければならぬ⁽⁶⁾。行為者が直面するそのような選定において、基本的選定項目を提示するものとして理論的に創出された一群の範疇が「型の変数」であり、それは五組の二分法から構成されている。

三つの型の変数が戦前すでに導入されていたが、『価値・動機・行為体系』において整理検討の結果、伝統主義—合理主義の対概念は派生的な型の変数に格下げされた⁽⁷⁾。これにかわつて、自己志向—集合体志向、感情性—感情中立性、所屬本位—業績本位の対概念が新しく加えられ、さきの機能的限定性—機能的無限定性、普遍主義—個別主義とともに型の変数を構成している⁽⁸⁾。型の変数の構成経過をみると、それらが行為の関係枠の要素から組み立てられていることがわかる。五つの組合せのうち、三つは志向における選定の型から、二つは状況における対象の持つ意味から引き出されたものである。

行為の志向において選定すべき第一の事柄は、行為者が充足を求めて状況に出あうとき、直接に衝動を充足するのか規律に従い抑制するのかの問題であり、これが感情性対感情中立性の変数を形成する。次に行為者は私的な目標と集合体の義務のどちらかを優先させねばならず、自己志向対集合体志向の変数が生じる。また行為者は客体に対処するとき、客体を包括している一般的基準に従つて客体を取り扱うのか、あるいは一般的基準とはかわりなく客体が主体に対して持つ特定の關係に従つて取り扱うのかを選択しなければならず、普遍性対個別性の変数が形成される。さらに行行為者は客体を性能 (qua-

(ity) の複合体とみるのか成就 (performance) の複合体とみるのかを選定しなければならず、また客体の多くの側面に反応すべきか限られた一範域に反応すべきかを選ばなければならない。前者からは所属本位対業績本位、後者からは無限定性対限定性の変数が形成されてくる。

型の変数は初め社会的役割や社会体系構造の分類分析のための道具であつたが、行為の關係枠に即して整理されると、その適用範囲が個々の行為・パーソナリティ体系・社会体系・文化体系にまで拡張され、行為理論全体に一般化することが可能であると主張された。⁽¹⁰⁾そして型の変数の組合せにより分類分析のための諸範疇が構成されるのであるが、論理的に可能な組合せのすべてが分析に際し等しい重要性を持つのではない。要求性向 (パーソナリティ体系) と役割期待 (社会体系) の双方に等しく適用されうる唯一の型の変数は自己志向対集合体志向の変数であり、普遍対個別と所属対業績の二変数は主として役割期待に、感情性対中立性と限定性対無限定性の二変数は主として要求性向に關して重要であるとされる。⁽¹¹⁾このように、パーソナイズは行為の關係枠の設定、分析道具である型の変数の確定という準備をしておいて、パーソナリティ体系・社会体系・文化体系の分析に進むのである。

パーソナイズは周知のごとく社会体系を分析する場合に構造機能分析を用いる。⁽¹²⁾彼は科学理論の理想を対象の動態分析にしている。動態分析は經驗的に操作可能な変数の相互依存の同時分析であるから、最高度の動態分析は分析対象になる体系のすべての変数を含むものでなければならない。しかし全変数の相互作用の究明が不可能な場合には、次善の方法として単純化を考えなければならないとする。それはある変数を常数として扱い、常数化されない変数をこの常数と関連させて考察するのである。体系変数のうち相対的安定性のゆえに常数とみなされるのが構造であり、この常数と他の変数を結合するのが機能の概念である。変数は体系の構造、従つて体系の維持に貢献するか解体に向うかの機能・逆機能という機能的意義によつて関連づけられる。⁽¹³⁾それでは社会体系における構造はどのようにして把握されるのであろうか。

社会体系は複数の行為者の間でおこなわれる相互作用の体系である。行為者は具体的な個人であるか複数の人をその構成員とする集合体かのいずれかである。⁽¹⁴⁾ 社会体系の理論的原点は行為の關係枠であつた。ここでは、(1)安定した相互行為過程、すなわち均衡状態の持続的傾向、(2)相互行為において自我と他者が相互に裁定 (sanction) を構成すること、(3)規範的価値の内面化による相互行為の統合、が根本的仮定である。⁽¹⁵⁾ 同様に社会体系は、(1)体系の諸部分の間に特定の相互依存關係が存在する。つまり動的均衡を含む均衡状態が存在する。(2)所与の均衡状態には一定の限界があり、体系内諸変数の相互關係に一定の制約を課している。(3)体系は環境との間に境界を持ち、均衡を一定の境界内で維持しようとする傾向があり、そのため的基本的な過程として配分と統合がある、⁽¹⁶⁾とされる。

このように、複数行為者の相互行為からなり、所与の均衡状態を自力で保持する境界維持体系であればすべて社会体系であるが、社会体系は多くの場合集合的目標を分有する役割当事者から構成される相互作用体系である集合体として存在している。⁽¹⁷⁾ また、社会は一つの自己保存的体系としてそれ自身を維持してゆくのに必要不可欠のすべての条件をその内部に持っているような社会体系である。⁽¹⁸⁾ そして社会体系の基本的な単位は行為者そのものでなく、役割が社会体系の概念的単位である。行為者は一定の相互行為の体系に全人格を以て参加するのではなく、この相互行為に適合する部分のみを以て参加する。この部分が役割と呼ばれるものであり、行為者の志向のなかで相互行為の過程への参加を構成し規定している。⁽¹⁹⁾ この点からみれば社会体系は役割の体系であり、社会体系の恒常的要素たる構造は相互作用の安定せる型、すなわち安定せる役割相互の關係にはかならない。⁽²⁰⁾ 役割相互の型が安定するためにはそれが制度化される必要があり、社会体系の構造、従つて社会構造は制度化された役割關係すなわち制度である。制度化とは体系内の行為者が持つている役割期待を人々が分ち持つている価値の型と統合することであるから、⁽²¹⁾ 制度は(制度化された) 価値類型として捉えることが可能である。型の変数を分析道具として、この価値類型を分析分類する作業が構造分析である。

社会体系の構造である制度と機能的に関連する変数、すなわち社会体系の動的に変化する要素は個人行為者の動機づけの過程である。⁽²²⁾これは行為の關係枠—行為の志向から直接に導き出されてくる。それで社会体系の機能的分析は社会体系内部の個人行為者の動機づけの過程(変数)を、社会体系の制度的価値の類型(常数)に対する機能的意義によつて関連させることである。ところで社会体系が自己存続してゆくには、体系の均衡状態を維持するべく制度に一致する行為を行なわせるよう動機づけることが必要である。⁽²³⁾これは社会体系の機能的前提条件であり、このために社会体系は社会化と社会統制の機構を具有している。社会化の機構は、個人が将来出あうであろう主要な幾つかの型の役割期待を遂行するように、ある一般化された構え (Generalized readiness) を促進するような要求性向を形成する機構である。社会化の過程はパーソナリティ体系の学習機構に対応して考えられ、そのなかでも一般化、模倣、同一化がとりわけ重要である。社会統制は、社会化が不十分であるとき、安定均衡ないし動的均衡の状態に社会体系を維持しようとする機構である。社会統制の機構のうち顕著なものは次である。(1)報酬と阻害の巧みな操作による種々の関心への人為的同一化、(2)隔離、(3)状態依存的再統合、たとえば精神療法である。⁽²⁴⁾

戦後初期、パーソンズは政治学にあまり関心を寄せていない。彼は政治学が社会科学のなかで重要な役割を演ずると考えていたが、行為理論の立場からの政治学の明確な概念図式は提示していない。この時期彼が主張するのは、政治学はその固有財産として社会体系のなかで高度に無限定な機能を持つ統治と権力を所有している⁽²⁵⁾のであり、高度に分化した社会体系のなかの部分的体系に関する理論である経済学のように明確な焦点と高水準の理論構成を有する科学としては成立しないだろうということである。彼は政治学を伝統的立場に近い線で定義し、経済学と同等の水準に達するための具体的な指針は示していない。しかし、『価値・動機・行為体系』で政治が論じられるとき、公式的な政治制度についてはほとんど触れられず、権力・裁定・権威・指導などの諸概念について多くの注意が払われている。⁽²⁶⁾

権力の取り扱いはこの当時もすこぶる大雑把である。『社会体系』の記す所によれば、⁽²⁸⁾ 便益の所有はすべて権力の所有であり、社会体系における権力の重要性は、(1)構造分化に応じた権力の一般化と定量化、(2)社会体系の普遍的志向の一致、(3)手段の効果を徹底性という三つの条件に依存している。権力は経済と政治の二方向に凝集し、経済権力が利益を最大にする手段の所有に焦点をあわせるのに対し、政治権力は重要事項の範囲を所与の目的の全関係的文脈に拡大することを通して一般化され、それは特殊な関係的文脈の水準では関係的体系として統制する能力である。政治権力の統制という問題は特に統合の問題なのである。それは個人および下位集合体の権力を集合的責任と権力が融合しているところの正統化された権威の首尾一貫した体系にまとめあげる問題であると説明される。ここで言われたことは要するに、社会体系が存続してゆ�ためには権力闘争に移行するような分裂的葛藤は一定制限内におさえられなければならない⁽²⁹⁾、権力は制度化された規則のもとで配分されなければならないという極めて抽象的な説明以上のものではなく、権力を論じる場合に不可欠な正統性の問題は正統的行為の説明にとどまり、権力の正統性という視点は明瞭ではない。ここでは社会体系における権力の所在が明らかでない。つまり、社会体系とその下位体系としての政治体系の相互関係、政治体系の能力としての権力という後出の観念はまだ出現していない。また注目されるのは、彼はここでも、経済権力の構造が直接的に量的であり単純には多いか少ないかであるのに対し、政治権力の構造は階統的である、つまりより大きな権力はより小さな権力の上に立つ権力であつて単に権力が多大であるのではなく、政治権力は権力水準の高低を扱うのだとした点、⁽³¹⁾ および零和概念に近い権力概念を一般的に論じている点⁽³²⁾である。

(1) 第一節註(3)。

(2) この点については、南博、パインソズ社会学の心理学的基礎、一橋論叢、昭和五年三月号、同八月号を参照されたい。

(3) パインソズ他編著、行為の総合理論をめざして、永井道雄他訳、八六頁。

(4) 同書、九一―一二三頁。

- (5) 同書、六頁。
- (6) 同書、一三三頁。
- (7) 同書、一四四頁。
- (8) 同書、一三三—一四〇頁。
- なおパロソンスが型の変数について後に語っているところによると(パロソンス他著、*経済と社会*、富永訳、岩波書店、五五頁)、感情性対中立性と自己対集合体の両対概念は一九四九年よりだいぶ以前に考えられ、使用されていたことになっている。
- (9) パロソンス、*スメルサー共著、経済と社会*、富永訳、岩波書店、一九六六年、五七頁。——T. Parsons and N. J. Smelser, *Economy and Society*, 1956.
- (10) パロソンス他編著、*行為の総合理論をめざして*、永井他訳、二二五頁。
- (11) 同書、一五〇頁。
- (12) この説明には、塩入力、社会行動と社会体系、講座社会学第一巻所収、東大出版、一九六四年、を参照した。
- (13) T. Parsons, *Social System*, pp. 19-21.
- (14) パロソンス他編著、*行為の総合理論をめざして*、永井他訳、三〇二頁。
- (15) T. Parsons, *Social System*, pp. 251-252.
- (16) パロソンス他編著、*行為の総合理論をめざして*、永井他訳、一七〇—一七三頁。
- (17) 同書、三〇二—三〇三頁。
- (18) 同書、四二頁。
- (19) 同書、三七頁。
- (20) 同書、三九頁。
- (21) 同書、三一頁。
- (22) T. Parsons, *Social System*, pp. 21, 203.
- (23) *Ibid.*, pp. 27-28.
- (24) パロソンス他編著、*行為の総合理論をめざして*、永井他訳、三五七—三六九頁。
- (25) 同書、四六頁。
- (26) T. Parsons, *Social System*, p. 551.
- (27) Mitchell, *op. cit.*, pp. 33-36.
- (28) T. Parsons, *Social System*, pp. 121-127.
- (29) *Ibid.*, p. 162.

(30) パーソンス他編著、行為の総合理論をめざして、永井他訳、三二一—三二二頁。

(31) T. Parsons Social System, p. 126.

(32) パーソンス他編著、行為の総合理論をめざして、永井他訳、三二六—三二七頁。

三

パーソンズは一九五三年にR・F・ベールズとの共著『行為理論の作業論文⁽¹⁾』をあらわしてから社会体系論にあらたな展開をみせ、位相運動と次元、機能連関と境界交換という動態分析のための新視角が準備されてくる。ただこれら新視角の導入は行為の関係枠の根本的修正の結果生じたのではない。作業論文以後パーソンズ理論の外見的变化は大きく、社会体系論の動態的側面は、(1)機能分析の精密化、(2)機能的問題の環境への拡大の方向で特に著しい進歩を示している。また社会体系論の静態的側面では構造概念や分析方法については従来と変りがないが、機能分析の充実に伴って構造分化の概念が発達している。そして、社会体系は、当該社会体系が特定の機能的必要に応えるように採用するところの構造の視点から範疇化されることになる。

位相運動と次元の成立は型の変数の再検討とベールズの小集団研究の成果が結合した産物である。最初、自己志向対集合体志向を除く型の変数は状況(価値志向)側と態度(動機志向)側に分類され、専ら同じ側で組合わされて構造分析に用いられていた。しかし、行為の体系は行為者と状況との関係であるところから、相互行為過程としての社会体系を分析する場合には両側面を問題とすべきことが判明する。それで型の変数を態度側と対象側で交差して組合わせると、(1)普遍性—限定性、(2)感情性—成就、(3)特殊性—無限定性、(4)性能—感情中立性の四つの組合わせを得ることができる。そしてこれらの対応関係がベールズの考える体系の四つの機能的問題と論理的に重なりあうことが発見され、さらに社会化および社会統制の分析と結びついて機能的要件分析を進展させたのである。ベールズは一九五〇年の『相互行為過程分析⁽³⁾』で相互作用の過程を「方向

づけ・評価・統制・緊張処理・決定・再統合”の六範疇に分類していたが、作業論文でパーソンズの範疇と結合され、四つの機能的問題に統合されたのである。

これら四つの機能的問題とは、(1)適応的⇨手段的な対象の操作、(2)手段的⇨表出的なパフォーマンスと充足、(3)統合的⇨表出的なサインの操作、(4)潜在的⇨受容的な意味の統合、およびエネルギーの規制、緊張の確立とその流出の四つである。これらは各々、(1)A—適応、(2)G—目標充足、(3)I—統合、(4)L—潜在的なパターンの維持および緊張の処理と略称される。⁽⁴⁾型の変数がこのように体系の機能的問題と関連しているのであれば、型の変数の新しい図式すなわちAGILは四次元空間にみだてられ、行為空間を構成することになる。行為体系がAGILの機能的問題を同時に最大限にはたすことは行為の動機づけからして不可能である。この四次元は交互に極大化しなければならない。行為空間の四次元の一つにおける相対的に優勢な活動がその時点における行為体系の位相であり、この位相は周期的にかわり位相運動を行なっている。つまりAGILは行為の次元であるとともに各位相をも表示している。また社会体系の下位体系も上位体系の各位相を分担し、かつ位相運動を行なうのであり、AGILは上位体系に関して下位体系が受け持つ機能的問題をも示すことになる。⁽⁵⁾

繰返せば、社会体系内の過程は四つの機能的問題に従い、機能的問題は体系の均衡が保たれるためには必ず満たされねばならないとパーソンズは考える。第一に型相維持は価値の変化に作用する体系外の文化的変化に抗して安定化を図る働きである。⁽⁶⁾緊張処理は体系内の社会的状況のひずみあるいは個人内部の動機づけの緊張に抗する働きである。第二に体系が目標状態——基準になる体系とその体系の安定を最大にする場面との間の関係——にあるのは限界的なことであるから、ふつう体系は状況の諸要素を統制して、目標を獲得しようとする。体系は第三に、目標状態と体系の現実との間隙を埋めるために状況の諸要素を統制しながら目標獲得のために適応してゆこうとし、第四に、体系が有効に機能するように諸単位の間関係についてその連帯を維持しなければならない。こうして社会体系は機能的問題を解決するために四つの下位体系に分化す

る。⁽⁷⁾ 経済は社会の適応の機能を受け持つ下位体系であり、統合および型相維持を担当する下位体系が各々存在する。目標達成機能をなう下位体系は（最広義の）社会の政治的機能を焦点としている。この下位体系は政治 (polity) と名づけられるが、それは最広義に考えられた、分化した機能の分析的体系概念であり、集合体の複合体である具体的組織としてのガバメントとは直接的には結びつかない。政治の目的は社会体系の目標すなわち集合的目標を達成する能力を最大化することであり、この能力がパーソンズの考える権力⁽⁸⁾なのである。

ところで四つの機能的下位体系は相互に関連しており、“市場”において各体系の境界を越えて入力と出力の交換をしていると想定される。境界相互交換の理論は『経済と社会』で最初にまとまって構想されたか、⁽⁹⁾ 最近になり多少の変更を受けている。パーソンズはまず A G I L の各々にさらに四つの機能的下位体系を Aa · Ag · Li · Ll という具合に設定する。ところがこれら十六個の二次的下位体系のうち、A I · G I · I I · L I の四つは全体社会に浸透している価値類型を維持する役割で相互に影響しあうような関係にはなく、一次的下位体系が他の一次的下位体系との間に遂行—裁定という相互作用を営む際に、それから隔離されている。⁽¹⁰⁾ これ故、相互作用過程は十二個の二次的下位体系の間で行なわれ、さらに体系間を往来する入力と出力は、それぞれ一つの次元が他の次元に対して果す寄与としての一定の産出とその活動に必要な要因に区別されるので、合計二十四の入出力が各体系の間で交換されていることになる(表I)。また各二つの下位体系間の四つの入出力はそれぞれに、資源動員体系 (A G)、政治的支持体系 (G I)、忠誠—連帯関与体系 (I L)、労働市場消費体系 (L A)、正統化体系 (L G)、配分基準体系 (A I)、を構成している。⁽¹¹⁾

体系の機能的問題と境界交換の理論発展により、動態分析の枠組が精密になるとともに、パーソンズ理論における政治学的位置も明確さを増した。政治学は社会体系の目標達成をなう下位体系の構造と機能を体系論の立場から扱うのである。同様に適応をなう下位体系を扱うのが経済学である。⁽¹²⁾ 個別科学の位置づけをしたあとパーソンズの関心は初め経済学に向

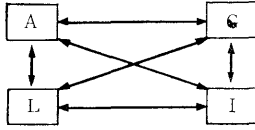
き、その成果が『経済と社会』の労作である。彼が政治学にも一応の関心を懐くようになったのは一九六〇年以後である。⁽¹³⁾このときには以前に示された政治学の悲観的展望はやや影をひそめたように感じられる。すなわち、彼は理論的地位において経済と本質的な平行にあるとされる下位体系の政治に対し、機能連関の図式を駆使して分析を試みている。彼は個別的対象を扱った幾つかの論述を経たのち、一九六三年に『社会構造と社会過程の政治的側面』⁽¹⁴⁾という論文を発表し、彼の考える政治学を全体的に呈示している。その内容は彼が素描であると断つていように、政治理論としても政治の分析枠組としても不十分であるが、パーソンズ政治学を理解するには見のがすことのできぬものである。また彼の権力概念を考察する場合、パーソンズに特有な諸概念をあらかじめ見ておくほうが理解を助けられると思われるので、なるべく原文に忠実に要約し、この論文の概要を簡単に記しておきたい。⁽¹⁵⁾

I 政治の概念

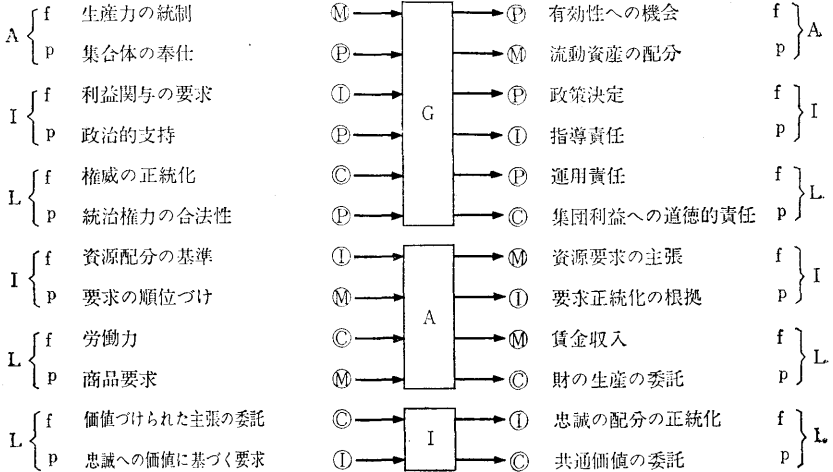
パーソンズ政治学で最も重要な概念は、社会の一次的な機能的下位体系と規定される政治の概念である。政治は集合体の目標を集合的に追求する機能に関係しているすべての行為の側面と分析的に想定され、政治体系は役割をになり個人から構成されている。ここでいう集合的の目標とは集合体と社会内状況および社会外環境との相対的な最良関係を意味し、この諸目標は系統だつた体系を構成している。目標達成を希望し、かつその目標を達成する集合体に関与することは、目標達成に効果のある特定手段に関与することであり、政策決定の手續を必要とするところの資源動員に関与することを意味する。ふつう集合体による目標の達成は、集合体がその一部を構成する社会体系に対する機能の遂行である。社会体系の他のすべての機能的活動と同様に政治行為は価値基準から規制されねばならず、政治を規制するのは効果という価値基準である。効果的に政策を遂行するときの条件であり、効果という価値基準の一様式であるのが拘束性である。これは政策の遂行を確保する

表I 境界相互交換の範疇

権力概念の検討

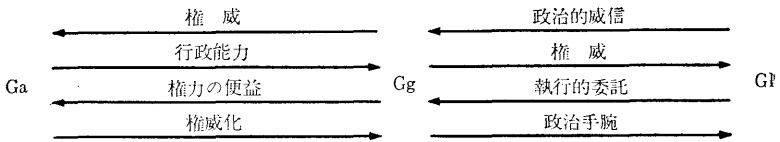


相互交換は左図のようになされる。これを平面図にしたのが下図である。fとpは要因と産出の別を、円内のMPICは媒体の別を表示する。
f= factor, p= product, 円内はM=Money, P=Power, I=Influence, C=Commitments.



T. Parsons, On the Concept of Political Power, in his Sociological Theory and Modern Society, 1967, p. 350.

表II 政治体系内境界交換



Willam C. Mitchel, Sociological Analysis and Politics : The Theories of Talcott Parsons, 1967, p. 128.

表III 権力の類型と成分

権力成分 (投入の範疇)	体系問題	権力類型 (産出の範疇)
政治的委託 偶発的支持 権力の便益 目標の正統化	型相維持 目標達成 適応 統合	安全・威信 拘束的決定 便益の統制 威信の配分

T. Parsons, Some Highlights of the General Theory of Action, in R. Young ed., Approaches to The Study of Politics, 1958, p. 299.

ために集合体を束縛し、ときに否定的制裁を課することもある。

II 権威と公職の概念

政治的機能の責任を負う第一次的な制度が権威であり、権威と結合している単位地位が公職就任者である。公職の概念は集合体の成員資格地位のすべてに適用されるところから、それらの地位はすべて権威の地位であり、それ故すべての成員はある程度の権力を有している。権威は特定範疇の決定を下し、そして集合体にその決定を拘束する正統化された権利でもある。そして当然にこれら公職地位の権威は基準となる集合体の境界で止まつている。権威には二つの主要な種類があり、第一の権威は政策決定における優先順位の階級位置に関連しており、第二の権威はその内部で権威が作動する機能的領域——これは体系の直面する要請に従い様々に分化している——に関連している。

III 権力の概念

権力は貨幣のように循環する一般的象徴媒体であり、権力の所有と使用は集合体の権威を有している公職の諸責任をより効果的に補強する。権威が社会構造における地位の重要な資質であるのに対して、権力はその位置における効果的遂行の一次的用具である。貨幣は直線量で測定され分割可能であるが、権力は比例の尺度でしか測られえず、権力を幾つかの断片的範囲に数量的に分割することはできない。なしうることは誰が体系のどの水準とどの範囲を保持するかを決定することであり、この権力配分の基準は有効性への機会 (opportunity for effectiveness) である。権力の委託は、集合的目標の効果的遂行に要する便益から成りたつ何か価値あるものとの交換として遂行される。そのような委託による権力の消費は権力収入によつて、特に組織の権威を受け入れるという同意の形で平衡されなければならない。また、権力の行使は義務の拘束に関連しており、正統化された強制的裁定に関連していなければならない。

IV 官僚制構造の諸限界

以上述べられた政治構造の側面はふつう官僚制のないしは行政的下位体系と呼ばれ、集合的目標の実施に第一義的に関係している。地理的に組織された社会にとつて集合的目標は第一に内部秩序の維持と地理的統合の防衛であり、行政施設を維持するための資源の動員、その他を含んでいる。官僚制はこれら目標の達成において正統化による制限を受ける。正統化は政治組織が何のためにあるかを決定し、政治機能を遂行する機関の性格と範囲の規定をするのだが、政治は社会の下位体系であり、自ら自己を正統化することはできない。政治は正統性のために制度化された価値に依存しており、広く制度化された価値体系のなかで集合的效果を評価する場所が重要となる。それで正統的責任を実施するための権威と権力への接近およびその使用条件は価値の構造的規定と相互に関連することになる。十分に分化した社会では、この規定は憲法的体系と呼ばれる。

V 支持体系

正統性の下位体系は最近になつて支持体系から分化したものである。支持体系は選出された指導地位に権威と権力を賦与する階統的構造であり、集合的課題の複雑性・緊要性のゆえに委託された権力を遂行する官僚性構造に平行している。分化した支持体系において指導者の選出母体は民主的結社を構成し、その重要な特徴は成員の地位の規定、特に成員と非成員の区別の規定にある。政治的社会にとつて成員資格は市民権・選挙権を含む市民的権利の享受という特権を含んでいる。これら権利と相互に関係するのは税と兵役などの義務であり、一般には正当に構成された権威のなす政策決定の承諾である。民主的結社は成員権において平等であり、市民は選挙権を通して平等の権利を与えられているが、権力は他面において階統的側面を有している。すなわち、選挙は階統的に優越する地位の公職者を選出するのである。この階統的要素を出現させるのは集合体目標達成における効果という要請にはかならない。

支持体系を通して重要な機能をはたすものに勢力 (influence) がある。権力が政治に準拠点をおくように、勢力は統合体

系に準拠点を置く一般象徴媒体である。勢力は説得を通して作動し、勢力機構は拘束を課す権威の保証のない利益取引のように、物々交換のみによつて達成される統合に働くものと想定される。勢力は、一方で勢力行使者が望むような権力行使の決定を促進し、他方で権威の限界を越えてより特殊な政策を正統化し、全体的体系の規範構造とそれらを接合させる。後者は、権威と権力を、それらの資格をこえて共同体の構成員が信頼することである。その信頼は拘束的義務を受け入れるという同意でもつて表現される。そして、このような勢力は、特定の環境のもとで、手続規則により規定された制度的体系において、権力に転換されることが可能である。

VI 政治構造の分化

社会体系の政治的側面は集合的目標の達成に志向した組織である。この組織は、(1) 集合的目標の正統化、および目標達成に必要な権威と権力の正統化、(2) 政策遂行のための資源の動員とその利用、(3) 社会成員による政策の支持、および政策決定の動員という三つの一次的要請に従い分化する。政治の分化のこれら外部的レファレンスは政治内部の分化と密接に関連している。政治はひとつの社会体系であり、四つの機能的命令に従つて、(1) 指導下位体系、(2) 行政下位体系、(3) 統合下位体系、(4) 型相維持下位体系に分化している(表II)。

VII 政治過程の諸側面

十分に分化した体系の社会過程は一般象徴媒体を伴う相互作用交換に集中している。政治の場合に焦点となる媒体は権力であり、それは他の一般化された媒体、本来的に重要な報酬、そして効果の要因と交換されている。象徴的媒体を伴う過程を分析する際、環流(circular flow)、成長、構造変動の三つの型の過程が区別されるべきである。

(1) 環流。大半の政治体系は完全に安定した環境で機能しているのではない。権力の第一次的機能は環境の変化に直面している政治体系を安定させることであり、そのためには一般的期待を特定の期待に転換する過程が必要である。責任を負う指

導者は集合体に要求される個々の課題を前もつて予想することはできず、それに対応する個別的義務を成員にあらかじめ課すことは不可能である。指導者はこれに対処するため公然の選択の自由を留保するのであるが、この自由は権力資源の不足状態から復帰する均衡機構がないと不安定なものになつてしまふ。政治は一方で、有効性への機會の形で権力を輸出し、奉仕の委託の形で権力を得ている。他方で政治は、政策決定の形で権力を輸出し、政治的支持の形で権力を得ている。この相互交換は、財政資源や勢力への要求が、政治への投入によつて平衡されるよりもはやく、政治が配分できるところの潜在的権力を涸渇させないように確保することに機能している。

(2)成長。集合体は体系の権力容量を内部資源によつて満たされないと高めようと希望することもあるが、その場合、集合体は権力の産出によつて直接平衡される必要のない付加的な権力収入を獲得しなければならない。権力媒体の環流に純粹な付加をもたらす機構は権力と勢力との間の特殊な關係を通して作動し、それは銀行が信用を創造する機構に論理的に対応している。この潜在権力の変化によつて測定されるところの政治体系の成長は、經濟發展のような外部資源に依存しているが、成長過程は第一次的に内部的な過程である。

(3)構造變動。政治の構造を構成する要素の制度的変化が構造變動である。この現代的一例は民主的選挙權の發達である。構造の發展過程の基本的側面は分化である。そして分化の過程の結果が安定するためには次の三つの手續が少なくとも必要である。第一に三つの單位が共に新しい水準の集合的組織に含まれていなければならない。第二に双方の單位の行動および兩者の關係を規制しうる規範の一般化が、第三に新たに分化した活動單位の機能遂行を許容する資源利用の方法が、存在しなければならない。

さて以上でパーソンズ政治学のあらましは述べたことになり、これで彼の権力概念考察の準備は完了したことになる。

- (1) 第一節註⑤。
 - (2) ハーンズ他、経済と社会、富永訳、五八頁。
 - (3) R. F. Bales, *Interaction Process Analysis* (Addison-Wesley Press), 1950.
 - (4) ハーンズ他、経済と社会、富永訳、三〇頁。
 - (5) 同書、五九一六〇頁。——T. Parsons, et al., *Working Papers in the Theory of Action*, Chap. V.
 - (6) ハーンズ他、経済と社会、富永訳、二七一—二九頁。なお、『社会体系』で明らかにされていた機能的問題は (1) 成員要求の最小限の充足 (2) 必要な要求と役割をみたすに足る成員の支持と動機づけの獲得、(3) 前項を可能とするための文化的資源の提供である。(T. Parsons, *Social System*, pp. 26-36.)
 - (7) ハーンズ他、経済と社会、富永訳、七三頁。
 - (8) 同書、七四—七五頁。
 - (9) 同書、八〇—一〇四頁。
 - (10) 同書、一〇一—一〇四頁。
 - (11) T. Parsons, *On the Concept of Political Power*, *Proceedings of the American Philosophical Society*, Vol. 107, No. 3, 1693, rep. in T. Parsons *Sociological Theory and Modern Society* (New York: Free Press), 1967, pp. 348, 350.
- この図式は、山川雄己「政治体系理論」有信堂、一九六八年、六九—七二頁に引用されている。本文での訳語、説明にはこれを参照した。
- (12) T. Parsons, *An Outline of the Social System*, in Parsons et al. ed., *The Theories of Society* (New York: Free Press), 1965, p. 34.
 - (13) Mithel, *op. cit.*, p. 36.
 - (14) T. Parsons, *The Political Aspect of Social Structure and Process*, in D. Easton ed., *Varieties of Political Theory* (Prentice Hall), 1966, chap. V.
 - (15) *Ibid.*, pp. 71-104. 番号及び第一番の見出しは筆者が付したものである。

四

I 政治過程(1)

前節までハーンズ政治理論を概観してきたが、ここでは二つの権力の定義がなされていた。一は機能的下位体系である政治の集合的目標達成能力としての権力であり、他は境界相互交換に伴われる媒体としての権力である。この二つの権力規定の差異は、前者が権力を社会に対する政治の貢献という立場からみており、後者は権力を政治と他下位体系の交換のなか

で果す位置からみている視点の差より生ずるのであり、両者は排反的關係にあるのではなく視点により使い分けられる権力の相補的の二側面を示している。ただ兩概念が時期を同じくして構成されたのではなく、能力としての権力の規定に媒体としての権力の規定があとから加えられた結果、双方の説明の強調点の置き方はやや異なっている。

一九五七—一九五九年頃は、政治の目的は「政治的な意味において権力を生み出すこと、すなわち社会的諸目標達成に使用される資源を動員することである。」とされ、集合的目標達成のための社会的資源を動員する能力として権力が説明されている。つまり、社会に存在する先要条件を集合的目標達成のために移動させる能力が権力なのであり、それは経済における生産要素に対応する権力成分から構成される、と彼は考えている。そして、この成分は体系の機能的要求を満たすものでなければならず、動員されうる社会的資源は下位体系としての政治の内部的機能分化を構成することになる。動員されうる社会的資源は、(1)権力行使者によつて動員されうる支持、(2)権力行使者が接近する便益、とりわけ経済の生産力の統制、(3)権力保持者の地位または目標に与えられうる正統化、(4)政治的に組織された側面の社会に対する住民の相対的に無条件的な忠誠である。第一は偶発的支持と呼ばれるものであり相対的特殊的条件において正統化される住民の諸部分の政治的委託である。これらの特殊な条件は世論を背景とする立法過程における政治折衝や政策に対する民衆の支持の動員によつて決定される。第二に、政治において権力を生み出すためには便益を支配しなくてはならず、便益はまず富であり次に物理的便益である。第三は政治的調整により連帯性を維持し、政治的葛藤や解体的傾向を是正し、政治的目標の達成能力すなわち動員されうる支持を極大化することを意味している。そして、第四の非偶発的な政治上の委託は祖国への忠誠、立憲政治への委託、憲法の伝統などであるとする。

政治の下位体系は社会に対して貢献をなすと共に社会の下位体系と特定の——GgとIg、GaとAa、GiとLiの境界で——境界相互交換をしている。前述の入力に対する政治の機能的に分化した出力は、(1)安全・威信、(2)拘束的決定、(3)便益の統制、(4)威信の配分である。これらの出力は権力の類型を構成している。第一の安全と威信の幾つかの側面は政治上の委託か

ら住民の各部分および全体としての体系が受ける収益——経済の地代に対応——とも言うべき概念である。この場合、内部的な事態の観点からの外部状況との関係における安全と、内部的状況との関係における安全とが含まれる。第二は諸々の決定を通して社会の非政府的分子の活動を、全体系にとつて妥当なものとして承認された諸目標に従つて統制する能力である。その過程は重要な政治的決定から生ずるより明細な義務を具体的に示し、これらの義務から出てくる委託を社会の諸単位に対して規定する過程である。第三はしかるべき政治機関が政治の産出としての便益または生産力を、体系の目標を達成するうえで使用しようということである。第四の政治的威信の再配分は政治家の活動の変数であり、その活動を通してなされる政治的調整過程の結果として生ずるのである(表Ⅲ)、としている。

政治には、(1)種々の下位体系と官職を含めての政府権力の正統化、(2)社会で利用可能な基本的便益への統制参与、(3)支持の動員、の三機能があつたが、これを達成する過程にはそれが多少なりとも効果的になされる二つの主要な水準がある。一般的水準では効果的な指導の準備であり、特殊的水準では政治的に組織された社会を拘束する決定である。この出力に対する入力⁽¹⁾は公衆の支持であり、一般的な水準では一般化された支持と呼ばれ、特殊的水準では諸政策の擁護と呼ばれている。一般化された支持は指導に対する広く基礎づけられた信頼の形をとり、権力がより特殊な決定を生みだすためには是非とも必要である、とされる。

II 政治過程(2)

一九六三年パーソンズは『政治権力概念について』と題する論文を書き、政治権力そのものを真正面に扱う態度を表明した。そこでは経済との比較から政治が簡単に述べられたあと、権力の幾つかの属性について論究されている。機能的下位体系としての政治と経済が入力と出力を持つことはすでに述べた。経済の場合、土地——体系論ではこれを「土地要素」という——を除き、労働・資本・組織は他の機能的下位体系からの入力である。

政治の場合、土地に匹敵するのは効果的な集団行為への資源の委託であり、これを統制する集団に対するいかなる分化した給付からも独立している。労働に匹敵するのは、当該集合体の指導母体がある意味で形づくる「公衆」のうちにあつた集合的行為の要求あるいは必要である。資本に匹敵するのは集合的目標のための経済生産力の部分的統制であり、十分に発達した経済では利益獲得、贈与、課税などにより、集合体が取得提供する財政資源を通して統制がなされる。最後に、組織に匹敵するのは集合的決定がそのもとでなされる権威の正統化である、⁽⁵⁾という。

政治に対する入力のことら要因の範疇はどれも権力の形態ではない。これらが媒体（二重相互交換における）を伴う場合、それは政治に相接する機能的体系に拠点を置く媒体であり、政治体にとつて主要な媒体である権力ではない。たとえば生産統制は貨幣を通して、人々の要求は勢力を通して遂行されている。政治過程の出力の第一は有効性への機会であり、第二の文脈は指導責任を果たす能力と名づけられる範疇である。これは権力の形態ではなくて勢力の形態であり、権力の形態は政策決定である。同様に第三の出力は運用責任である（詳しくは表Iを参照されたい）、としている。

彼に従えば政治体系の要求は経済的意味における消費ではなく、体系の利害問題の解決であり、配分における競争的問題、闘争の問題、集合的組織の体系の全体的効果を高める問題を含んでいる。この場合、使用可能な資源構造は利益要求体系の構造と自然に一致するとは限らない。政治過程を通しての要求充足の効果の増大は、要求を利用可能資源と最適にかみ合わせる結合的決定——過程を通して到達される。そこに伴われる組織「技術」は分析的には政治的ではない。要求——準拠の拠点は、全体としての体系から抽象されて想定される体系の個々の単位——経済学者の言う個々の消費者——ではなくて、種々の命令をになう下位体系に割当られるべき利益と負荷の分担の問題に存在するのである。⁽⁶⁾

III 権力の概念

以上の説明をもとにパーソンズは権力を定義づける。それによると権力は政治体系のうちで貨幣のように循環する媒体で

あり、隣接する他の機能的下位体系に境界を越えて流れると想定されている。また権力はかかる媒体としての性格を持つと同時に特定の機能を社会に対して遂行していると考えられている。媒体がその機能を十分はたすには交換の当事者の間に媒体に対する信頼が存在しなければならぬ。この意味において、制度化された権力体系概念の最初の焦点は、その内部で特定の範疇の委託や義務が拘束的に扱われる関係の体系である。すなわち倫理的に規定された条件のもとでは義務の遂行が適切な役割—相互的機関により主張されるのである。権力は、拘束的義務が集合的目標達成に関連して正統化されているときには、そして不従順な場合には現実の強制機関による否定的状況制裁が仮定されているところでは、集合的組織体系の単位による拘束的義務の遂行を確保する一般化された能力なのである。承諾を確保する能力が権力であるためには、それは一般化されていなければならず、特定の制裁行為の機能であつてはならない。また使用される媒体は象徴的であればならぬのである。従つて第二の焦点は権力が正統化を伴うことである。正統化はここでは権力を象徴的に考えることの必然的な結果である。言うならば、貨幣体系の貨幣の相互受容と安定における信用に相当するのが権力の正統化なのである。

社会関係のなかで眺められた場合、権力は自我が他者を統制する関係である。そこにおいて、(1)自我は肯定か否定の裁定を他者に与え、(2)他者の状況あるいは意図を変えて、自我の意図を達成しようとする。この場合、権力はあくまでも制裁手段であるが、制度化の一般化と正統性の要素が権力に複雑さを付与している。たしかに権力の効果という点からすれば力は窮極の抑止力として重要である。権力の本質は義務が真に拘束的であること、もし必要ならば否定的制裁によつても強制を確保することにある。しかし、否定的制裁だけが力の脅威である権力体系は、組織的に同位な複合体系を調停する機能を果しえない原始的な権力体系である。権力は効果的な抑止力だけではありえない。権力が集合体からなされた委託を遂行するために資源を動員する一般の媒体であるならば、それは象徴的に一般化され正統化されていなければならぬ、としている。

以上の文脈において、正統化とは諸媒体に共通する要因である承諾が特定の諸点で拘束的でもなく強制的でもなく任意で

あることを意味する⁽⁷⁾とされる。この任意的要素が生じるのは、拘束的義務のほかには集合体にとつて重要である要因と、集合体の拘束的委託が交換される境界関係においてであり、その入力是一方で経済生産力の統制であり、他方で指導と公衆の要求の境界を通すところの勢力である。十分に分化した社会では、政府の幾つかの境界を含めて大半の集合体組織の重要な単位の境界関係は、圧倒的多数の委託の決定が一度決定されればその遂行は拘束的であつても、任意である境界である。しかしながら、このことは一定の必要な程度に自由が保証されるほどに十分安定し制度化された規範秩序の範囲内においてのみ効果がありうる。従つて規範を欠く集合体間には力の衝突の危険性が内在的であり、この危険をさけて権力体系が統合を保持するためには、権力が一定地域内において最高力の統制を独占することが必要である⁽⁸⁾としている。

IV 権力体系の階統・権威・連帯

拘束の考えを有効性という価値基準に結合させ、パーソンズは決定の責任に焦点を絞る概念を、つまり決定実施のための権威の概念を引き出している。彼によればこの概念は権力不平等の特殊形態を意味し、委託の優位体系を意味している。そして集合体の代表者は拘束的委託の実施に際し、その非応諾には重大な否定的制裁を課す用意のあることを主張できる。このような拘束的委託を想定するのは、この委託の優位体系と対をなして、どの決定が他者に優越するかについての優先順位が存在するにちがいないからである。どの政策決定機関がどの水準で決定をなしうる権利を有しているかについての優先順位が存在するにちがいないからである。それゆえ、Bに優るAの権力は、正統化された形では、集合的過程に伴われる政策決定単位としてのAが、全体としての集合的活動の効果のためにBの政策決定に優越する政策決定をなしうる権利なのである。優越する権威の一次的な機能は明らかに集合体の下位部分に状況を規定することである。また、非応諾の形をした圧倒的な反抗は、高次の権威を有する者が権力の完全なる制度化に失敗することから生じ、この失敗のうちには正統的権威の限界を踏みこえることも含まれている。この意味で権威も拘束を受けているわけであり、応諾という概念は高次の権威と権力によ

る規範命令の遵守にも適用されている。⁽⁹⁾

パーソンズの考えでは権威は本質的にその内部に媒体としての権力の使用が組織化され正統化された制度的規約でもあり、権力体系への参加権を規定する制度化された規約である。権威は所有権が貨幣に対して持つ所と同位置を占めている。所有制度の核心は貨幣資産の正統的獲得と処分、他者の利益の保護である。それで、社会組織体系の集合的側面である権威によつて集合体全体を拘束する決定を委託され、実行する義務を負う者は、他者を強制しても正統的に決定を遂行しうるのである。このように、権威は権力の制度的反面と考えられ、権力との主要な差異は権威が循環媒体ではない点にある。

そして、権威と権力の階級的優位体系は所与の特定の集合体のなかだけで拘束的である、とされる。この意味で権威の階級は集合的に組織された体系にとつて内面的でなければならぬ。権威階級は環境・個人・他の集合体に関連して集合体を拘束する権威を含んでいるが、特定の集合体の機関を通して正統化され強制される拘束は当該集合体の境界を越えては拡大されない。もし境界を越える拘束が存在するならば、それは他者との契約協定あるいは相互に拘束する義務によつて特定の集合体を超越して制度化された規範命令によるにちがいない。⁽¹⁰⁾とされている。

閉鎖的優位体系が集合体の境界において勢力の自由な行使に侵犯されるのは、この特定の集合体を超越する制度的規範に基づいてである。集合体の地位が、境界を越えて権力が勢力と交換される諸条件を権威に設定させるのである。外部から集合体に勢力を行使するものは特定の条件に前もつては拘束されていない。その際、ある一定の自由裁量の範囲において、権威が勢力との交換に権力を消費しうる権利を有しているのは、対外関係における集合体の権力の行使という本質のなかに存している。⁽¹¹⁾さらに権威は政治的支持と交換される指導責任の受容という供給を通して対応する入力から権力消費を補充している。この理由から、勢力は集合体内の優位体系を変化させることが可能になるのである、と考えられている。

ところで、パーソンズによれば政治過程の効果性要素は勢力の形態であり、権力と交換され政治体系を支えている。彼は

次のように説明する。政治と統合体系の間の循環は、統合過程の第一次要因である政策決定の拘束と統合過程の第一次出力である政治的支持とに位置している。両者の交換市場で政治的支持は指導責任と交換され、政策決定は利益要求と交換されている。そしてこの場合、政策は集合体とその構成単位を拘束するのであるから、それは政策優位体系のなかで階級的に順位づけられねばならず、諸政策の間で決定をなす能力はこれに対応する階級的権威を持たねばならない。他方、階級性の要請は政治的支持には適用されず、そこでは平等の要素が本質的でなければならぬ。これは選挙権の平等、法の下の平等として典型的に示されるものである。しかしながら選挙権の平等と集合体内の階級的権威構造との間には重要な連結、すなわち、選挙過程の全か無かという性格がある。すべての選挙人は公職の選挙において同等の選挙権を持つが、多くの場合一人の候補者のみを選ばれる。一公職の権威は得票数に応じてすべての候補者に配分されるのではない。

権威の内部階級を変更する、換言して権力を制御するもうひとつの側面は政治と経済の交換市場に存在するとされる。流動資産の配分と交換される集合体の奉仕入力は集合体内部の優位体系に働きかけながらこれを遵守している。一方、生産の統制と交換される有効性への機会には階級的側面は適用されない。政治的支持が平等であるのと同じ意味で有効性への機会には均等でなければならぬ。選挙権の平等が分化した権力を統制階級の上から統制し指導者の選出を通して主に作用するのに対して、機会の均等は下からの統制であり、貢献能力により資格づけられる奉仕資源を排する特殊傾向を阻止するよう、そしてあるいは、有用な奉仕との比較でそれより劣る奉仕を維持する傾向を阻止するように作用している。⁽¹²⁾

勢力を媒体とする統合機能を規制する最高の価値基準は、政治における効果、経済における効用に対応して、デュルケムにより定式化された連帯の概念であるとパーソンズは考える。そこにおいて、二つの本質的な準拠点⁽¹³⁾が成員権の二つの重要な側面に関係するとしている。第一点は、一方で全体的集合的利益を統合し、他方で下位集団の部分的利益を統合する政策決定を執行的権威に要求することに関係する。第二点は効果的な指導とそれに対応する責任の緊急要請に集合的事項の一切

の権力を統合することに関係している。彼にあつて連帯とはそこにおいて価値が実現されるところの必要な集合的体系の定義する共通価値の実施として考えられ、かかる集合的行為は政治的機能として規定される。共通の規範体系なしに秩序の問題は解決されず、連帯は、価値に基礎づけられた規範への委託を、効果的な集合的行為が可能である集合体の形成によつて顕現させてゆく所の原則なのである。社会体系はその成員が共通利益に委託をする程度に應じて連帯を確保している。この連帯を通して個別的な単位利益が統合され、闘争の解決と服従の正統化が規定され遂行されるのである。連帯は実効的機関によつて共通利益を実施する様式ではなく、かかる機関がそれにより導かれるべき基準を規定し、さらに種々の構成単位がこれら基準の解釈に際して持つ発言権を規定するのである、⁽¹³⁾としてゐる。

V 零和概念

パーソンズがC・W・ミルズの『パワー・エリート』で彼になされた批判に答えた反論に彼の権力概念の特質が端的にあらわれている。ミルズはアメリカ社会に強固に根づいているところの、全く公正な権力の平等を暗に意味している権力の自動均衡理論は一つの擬制にすぎず、今日アメリカ社会の権力は中央集権化された政治・経済・軍事のパワー・エリートに掌握されていると指摘する。この分析の基礎にあるミルズの権力概念は零和概念にはかならない。権力者と服従者を対立させて、前者の持つ権力が必然的に後者の犠牲のうゑに成立つとするのが零和概念であるが、権力の均衡論においてもパワー・エリート論においても、権力は他者の権力減少のうちに自己の権力増大をみる相互排他的権力概念である。異なるのはそれが個々に分散し抑制と均衡を形成しているか、エリート層に集中しているかである。ミルズは「権力ある人という場合……他人の反抗を排除して自己の意思を実現させる人々⁽¹⁴⁾」を指すと述べている。

このようにミルズにあつては権力を零和的に把握するがゆゑに、権力は誰の手中にあるのかの問題すなわち権力の配分に関心が集中し、パワー・エリート論を展開したのだと思われるが、このミルズの見解をパーソンズは次のように批判する。

「……本質的な点はミルズにとつて、権力とは組織としての社会の内部の機能とまた社会のための機能との行使のための便益ではなく、権力の保持者である一つの集団が、"余所者"たる他の集団がその欲するところのものを獲得することを妨げることによつて、自己の欲するものを獲得するための便益として排他的に説明されている、ことである。……権力は社会の便益と資源との一般化したものである。それは分配ないし配布されなければならないが、しかしまた生産されなければならない、分配機能をもつと同じく収集機能をもたなければならない。それは一般的な"公"約がなされたか、またはなされるであらう目標達成のために社会の資源を動員する能力でもある。それはとりわけ人々とその集団の行為——この行為はその人々とその集団との社会における地位によつて、かれらに課せられてるのであるが——の動員である。かくて、大規模な複合体のなかで、ミルズは殆んど専ら権力の分配的側面だけに集中する。かれはただ権力がたれの手中にあるか、またその権力をもつてどの派閥の利益に奉仕しているかにだけ関心を払つて、権力がどのように発生したか、あるいは派閥の利益よりむしろいかなる共同体的利益に奉仕しているかには関心を払わない」と。⁽¹⁵⁾

パーソンズは、零和概念は特定の状況のもとでのみ妥当する概念であるという。すなわち、実質的な権力地位を占めるAが降級するとAは権力を失いBは権力を獲得するが全体量は同じであるという考えは一見明らかかなように見え、ラスウェルやミルズなどはこれを全体の政治体系にまで一般化したのであるという。たしかに入力と出力が各々の側で平衡すべきことが循環体系安定の条件である。権力に関する限り、拘束的義務の産出と効果的遂行の機会の提供の平衡は循環体系が零和体系として理想的に定式化されていることを示しており、集合体はかかる平衡のうえで満足のゆく権力活動⇨集合的目標の達成に成功することを期待されている。ところがこの成功の第一次的基準は政治的機能をになう集合体₁が他の集合体₂に対して占める権力位置にあり、媒体である権力のある一定の環流量が体系内の権力総額に純粋な増加をもたらす方向で突き破られることが、政治と統合体系との間つまり権力と勢力の交換市場で起りうるとパーソンズは説明する。彼は、権力と共に一般

的媒体である貨幣が銀行に預けられると、その貨幣は貨幣としての力のほかに信用としての力を生みだすことを指摘し、同様のことが権力の場合にもあてはまると主張するのである。

その説明によると、民主的な選挙制度の場合特に顕著なのであるが、政治的支持は、選挙に勝つて選出された指導者に対し、銀行に類似せられる役割を付与する一般化された権力の譲渡なのである。選挙民により権力の貯金がなされるわけである。多くの場合、選挙は戦略的に重要な投票者の望む特定手段の遂行の期待という物々交換的条件とだけ結びついている。しかし、とりわけ政治的支持の構成だけでなくその論点に関しても複数である体系では、指導単位は特定の型の拘束的決定を、その利益を直接受ける人々だけでなく集合体の諸単位をも拘束できる拘束的決定になしうる自由を持つている。この自由は普通は環流水準に限定されており、そこでは、政治的支持の通路を経る入力は、その決定を要求した利益集団に対する政策決定の出方と厳密に平衡させられるはずである。しかしながら選出された指導者は他の自由の構成要素を所有しており、これが極めて重要であるとパーソンズは言う。それは、権力と勢力の方程式に新たな投資を始めるために、勢力——たとえば公職の特殊化された権力とは区別される威信⁽¹⁷⁾を通して——を使用する自由である。権力の全供給量に付加量を加えるために勢力を使用するのである。この過程は政策決定への要求という特殊な意味で新たな要求を生みだし構造化する指導機能を通して作動しており、そのような要求が権力の増大を認めているのである。このことは政治的支持委託の一般的性格から可能であると、説明されている。

このように零和権力体系の一定の環流水準を突き破る権力量の増加は、すでに課されている義務のほかにさらに新たな義務を遂行しようとする感情を人々に、環流仮定のもとでは果されない正統化を動員する機関としての指導が植えつけるときに生ずる。指導が銀行の役割を演じ、積極的拘束の感情が政治的支持として政治に委託され、新しい権力を生みだすのである。それで権力体系にも信用に類比せられる自由浮游要素Ⅱ権力信用が存在し、経済と同様に権力のインフレ（遂行能力の

ない権力信用の増加)と権力のデフレ(権力信用の全体的減少、あるいはそのなかでの特定集団の権力信用の増加)を引き起すこともあるとする。

したがって、権力と勢力の交換にはこれを規制する高次の基準が存在しなければならず、権力と権威を統制する最頂点はある意味で主権国家であるとしている。パーソンズにとつて権力は循環する媒体であると同時に集合的目標を達成する能力であつた。社会体系の存続のためには全体としての体系が処理遂行しなければならぬ問題が常に生起する。社会体系は安定を保持するために常に権力を保持し、新しく生みださなければならぬ。パーソンズが第一義的に権力の生産に関心を寄せ、権力の配分を軽視したことは論理的には当然のなりゆきであると理解することができる。

- (1) T. Parsons, "Voting" and the Equilibrium of the American Political System, in E. Burdick and A. Brodbeck eds., *American Voting Behavior* (New York: Free Press), 1959, rep. in *Sociological Theory and Modern Society*, 1967, p. 227.
- (2) 秋永肇、現代政治学、富士書店、一九六六年、九八一—〇三頁。
- (3) T. Parsons, "Voting" and the Equilibrium of the American Political System, in *Sociological Theory and Modern Society*, p. 228.
- (4) パーソンズ他、経済と社会、富永訳、四〇頁。
- (5) T. Parsons, On the Concept of Political Power, in *Sociological Theory and Modern Society*, p. 303.
- (6) *Ibid.*, pp. 303-306.
- (7) *Ibid.*, pp. 306-314.
- (8) *Ibid.*, pp. 314-316.
- (9) *Ibid.*, pp. 317-318.
- (10) *Ibid.*, pp. 319-320.
- (11) ここでのパーソンズの説明は極めて難解である。それは集合体の対外関係における権力と勢力の交換と、集合体内における両者の交換について區別して説明がなされていないことによると考えられる。
- (12) T. Parsons, On the Concept of Political Power, in *Sociological Theory and Modern Society*, pp. 320-326, 330.
- (13) *Ibid.*, pp. 327-330.
- (14) チャールズ・ライト・ミルズ、パワー・エリート、鶴岡・綿貫訳、東大出版、一九六四年、一一頁。

- (15) パーソンズ、アメリカ社会における権力分布、岸田訳、アメリカカーナ、第四卷第八号、一九五八年、五三一―五四頁。
- (16) T. Parsons, On the Concept of Political Power, in *Sociological Theory and Modern Society*, pp. 332, 333, 337-344.
- (17) 威信の概念はこの論文 (On the Concept of Political Power) では与えられていないが、他所 (Social System, p. 132.) で、個人が分化した評價の秩序だった全体的体系のなかに位置づけられる相対的評価である、と説明されている。

五

I

パーソンズの権力概念の適否は彼自ら述べているように⁽¹⁾すべて彼の社会体系論にかかっている。彼の社会体系論の基本的性格は均衡論的性格が全体を一貫している点にあり、その特徴は安定的構造・統合的構造・機能的貢献・制度化された価値と要約することができよう。かかるパーソンズの体系論には種々の批判がなされている。⁽²⁾たとえばパーソンズ体系論においては、(1)諸単位の相互依存性の存在が確認されれば直ちに均衡であるとされる危険性があり、対立の源泉および対立過程の分析が不十分である。(2)そして体系を構成する諸部分の機能的自律性が軽視され、(3)反社会的逸脱と反体制的逸脱とが同一視され、(4)目的論的解釈、さらにはイデオロギー的解釈の危険性があり、(5)分析的図式と経験とを接合する作業が不十分である、と批判されている。

また最近になり構築された境界相互二重交換の理論についても次のような疑問を呈することができる。⁽³⁾(1)パーソンズは経済理論から交換概念を引き出しているがそれは社会体系の他の領域でも有効たりうるのか。(2)彼の示した交換概念の一般化の程度はどれほどであるのか。我々はこのほかに交換概念を考えることができないのであろうか。パーソンズの交換概念が経験による実証を受ける必要のあることはいままでもない。(3)彼は交換概念の操作化を試みていない。投入と産出の水準の決定機構の具体化、さらにそれら水準をその波動を含めて測定しうる方法を示すことが必要でないか。(4)彼は市場の概念を

呈示するものの、その動態についてはほとんど説明していない。これら疑問点は我々に残された課題でもあるのだが、それらは当然にパーソンズの権力概念にも不明確さを残すことになる。以下、パーソンズ権力概念について幾つかの疑問点を提示してみたいと思う。

(1) パーソンズの権力概念は初め静態的分析概念として存在し、後に交換媒体として動態理論のなかに組みこまれたが、常に制度化された社会的価値に対応する集合的目標との関連で権力を考える結果、当然のことであるが、個別的な社会関係——特に一对一の人間関係——において権力とは何であるのか、そこにおいて権力がどのように作用しているのかを分析することには向いていない。また集合的目標達成能力という側面が強調されすぎ、集合的目標を形成する個々の成員が要求する権力発動方向の分散的傾向をすくいあげることができない。初期にはそれらは逸脱であり統制されるべきであるとしか説明がなされない。交換図式においては、政治に対する各下位体系からの入力のうち種々の方向の入力が含まれていると推定されるが、それがどのように集合的目標に反映されるのか具体的かつ詳細には示されていない。

(2) パーソンズは権力と指導を社会組織に固有なものとみて社会体系の機能的要求から権力を説明する結果、権力闘争、権力保持や権威の対価といった権力の実際の側面を軽視する傾向がある。

(3) パーソンズは権力の生産面を重視し、配分の面にはほとんど触れていないが、はたしてこれで良いかどうか。ミルズの権力概念の批判を通して、権力は常に零和関係であるのではないこと、そして権力が生産増大される過程を交換理論を基に解明したのはパーソンズのすぐれた業績である。しかしながら、彼がミルズ批判のかえす刃で権力配分の問題を二次的かつ派生的であると決めつけたのは不当である。⁴⁾なぜなら彼の理論体系の二大支柱は統合と配分であり、具体的言及はともかくとしても、彼自身配分の重要性を認めざるを得ないのであるから。また非均衡理論の立場にたてば、権力は闘争の手段であり、またその目的でもある。ここでは権力の配分が第一次的に問題とされなければならないのである。

(4) パーソنزは正統性の基礎に共通価値の内面化¹¹合意の存在を置いている。これはごく常識的な見方であり、ロック以来の政治学の伝統に一致しておりそれ自体疑問の余地はない。ただパーソنزが「権力は正統化されなければならない」と述べるとき、その言外に「権力は正統化されている」という感じを読者に与える点が問題なのである。というのは彼が均衡体系を背景として権力を語り、集合的目標に関連させて権力を語るからである。たしかに理想的に安定している社会にあつては価値の共通が集合的目標の一致をもたらすと考えられるが、実際には体系の制度的価値と体系成員の要求する価値との間には齟齬が生じていると考えなければならぬ。かかる齟齬を補正する手段として社会化と社会統制があるとパーソنز¹²は主張するであろうが、時間的なそれは否定しえず、社会化と社会統制がいつも完全なる成果をあげるといふ保証はない。

II

パーソنزが権力の扱いにおいて正統性を全く無視しているとはよく言われる批判である。しかし、彼が正統性を無視したとみなすのは早計である。彼は繰返し権力が正統化される必要があることを説いている。ただ、彼が正統性に関する議論を自明のことのように扱い、多言を用いていない点が多くから批判を受けているのである。それでは、彼はなぜそのような論理の進め方を行ない、正統性の問題を言わば通過することができるのであろうか。

彼に従えば、ある行為が正統性に裏づけられていると言えるには、(1)各行為は役割の遂行である、(2)役割は相互補完的である、(3)相補的であるためには共通価値にたつことが必要であるといふ¹³。彼はまた、「正統化は社会体系内の行為に關係する文脈において共有価値あるいは共通価値の立場からする行為の承認である¹⁴」とし、指導責任の副次型のひとつを構成する権威を制度化された規範の複合体としている。この場合、価値—行為基準の一般受容という制度化の定義からして、権威は言うまでもなく正統性の承認を受けていることになる。そして重要なことは、彼が共通する価値の存在を権力の活動する場としての社会体系の基礎に措定していることである。この価値の共通という措定こそ行為理論のパラダイムであり、社会

体系論にも均衡論的性格として色濃く引きつがれたものにはかならない。彼にあつて、社会体系が安定せねばならないという命題がいつか優越する特定価値が共有されているという命題に移行するのである。だから、彼は権力は正統化されるべしとの一応の主張をなしながらも、正統化の具体的過程については余りにも当然なこととして論述を省いているように考えられる。

ここで少し目を転じて正統性概念そのものについて暫く考えてみたい。これまで政治学が伝統的に扱ってきた正統性の問題はどのような権力が望ましいかを追求する極めて実際的な問題として論じられている。正統性が具体的かつ実践的な要求としても論じられることから、当然に従来の正統性の議論はイデオロギー的性格が濃厚であり、正統性概念の変遷は社会発展の諸条件と密接に結びついている。この経緯を簡潔に論じるのは困難であるが、多少の肌理の荒さが許されるとするならば、次のように言うことができよう。政治権力はまず歴史のなかに神政的な権力として出現し、常に何らかの宗教的権威に支えられていた。古代国家においては普通政治権力の行使者は宗教的権威の保有者であり、人々は権力の存在根拠を問ひかけることもなくその行使を望ましいものとして自動的に承認していたのである。やがて各々独自の宗教的権威に裏づけられた群小古代国家が整理統合され、宗教的権威の集中を伴う古代帝国が出現し、中世の諸王国が成立してくると、政治と宗教における権威の直接的統一は薄れイデオロギー的側面が強く示されるようになる。⁽⁷⁾それは政治権力が自らを即自的に根拠づける基盤から分離するにあつて意図的に自己の正しさを証明する必要にせまられるからである。この証明のために用いられたのが「天命」や「王権の神授」という説明にはかならない。中世政治社会の支配的価値はトマス・アキナスの法王的無謬の主張にみられるように神そのものであり、政治権力は神の権威を意識的に借用することによつて自己の存立根拠にかえたのである。神意が権力の存立基盤でありえたのは、封建制の基礎にあるところの個人を全人格的に内包する中世共同体が全体的↓普遍的↓神的な意識を醸成していたからである。

しかしながら、資本主義が徐々に発達すると、一方で個人が共同体の魔力から解放されて個人的な自由の価値原理が生まれ、他方で共同体秩序の再編成である絶対主義国家とそれを根拠づける帝王神権説の権力理論が形成されてくる。すなわち、近世初頭における封建諸侯の統一化に注目し現世的国家像を確立したのがマキャベリであり、秩序の名のもとに絶対主義権力の正統化を意図したのがジャン・ボードンによる君主主権論である。そして君主主権の絶対主義化に対抗し、貴族の身分的特権を中世的慣習法（君主は同輩中の首位としてのみ封建諸侯に君臨しうる）に基づいて主張したのがモナルコマキの暴君放伐論である。まさに政治権力はその即自的成立根拠を失い、いま社会的経済的基盤の異なる社会内の二大勢力が対立する状況のなかで、(1)絶対的な権力を欲して君主が利用するところの君主権の神聖化による権力の正統性と、(2)自己の権力領域の拡大を欲して封建貴族やがては国民が利用するところの自然法を援用した正統性、という相剋する二極に正統性は分裂したのである。この権力対自由という対立を近代国家のなかに持ちこみ、これを統一し止揚する理論を構築したのがホッブスでありロックである。ロックは自由平等な個人が自然権を行使している自然状態を考え、その自然権を公的に保証するために人々は同意すなわち社会契約によって国家を形成するのだとした。そこでは国家は自然法に基づく個人の自然権の外的保証機構として位置づけられる。⁽⁸⁾ここにおいて、正統性は同意のみが権力に正統性を付与するとする支配の同意理論として古典的に解決されたのであるが、このような解決の背景には、同質的なブルジョアの市民社会が現にやはり形成されつつあったことを忘れてはならない。

ロック以後、権力の正統性は一面において同意につきると言える。いかなる権力も被権力者の与える同意なしに権力を正統化することは困難である。現代においても権力は同意を付与されたものとしての合法性に従うと考えられ、これを制度的に保証するのが民主主義の諸機構であるとされる。しかしながら、権力が同意に従うとして正統性の問題はすべて解決されたのであろうか。よし解決されたとして、マルクス主義の権力に対するあの苛烈な攻撃をどう解釈したら良いのであろうか。

ここで再び正統性概念は対立のなかに位置づけられることになる。たしかにロックの人民意思の支配という古典的な解決は普遍的であるにはちがいないが、ただ同意の獲得という水準で思考を停止してしまうことは、同質的な市民社会においてのみ可能なのである。もし特定の権力姿勢に対する同意の強制がなんらかの形で存在するとしたら、権力が同意に基づくという正統性の命題は死語と化してしまう。マルクス主義が提起したのはまさにこの点であつた。権力の正統性という概念は同意の内容をめぐつて、一方で社会に生起する現実的な利害と、他方で人々が理想として追求する権力像つまり信念または価値と切り離せぬ側面を有しているのである。この視点からすればロックの同意という言葉には新興資本家階級の市民的自由の確保という特定の意味が含まれていたのであり、マルクス主義はそのような正統性原理を否定する対抗原理として成立したのである。そしていま、我々の多くは真の、人民意思や真の、世論という言葉で同意の内容を各自規定しているのである。

正統性が論じられる場合、それが現実的利益や理想に結合していることから、イデオロギー的あるいは政治哲学と関連して論じられることは至極当然である。しかしながら、そのような正統性の議論を排し、純粹に經驗的に正統性の問題に接近しようとする立場の人々がいる。彼らは支配の同意理論が形式的には普遍的に妥当することを主張するに止まり、同意の内容については評価を加えない。この立場を促進したのがマックス・ウェーバーは、価値判断の科学的態度であり、グスタフ・ラートブルフの価値相對主義の主張である。ウェーバーは、価値判断の科学的取り扱いは歴史的に与えられた価値判断や理念のなかにある材料を形式論理的に評価すること、内的無矛盾性の要請に照らして理想を吟味することにとどまり究極の基準を承認すべきか否かは經驗科学の関与しないことであると主張する。従つて彼が支配の正統性を扱う場合においても、正統的支配の三理念型——カリスマ的支配・傳統的支配・合法的支配——を説明するに終つている。彼は人々が権力に対して与える同意の根拠を一覽表的に示すだけで、どの原理が望ましいとも、また歴史的に一定の型で同意原理が移行するとも述べていない。価値の対立を科学は解決できぬのだから価値の領域と科学の領域は明確に區別されなければなら

ず、科学は純粹に検証可能な理論の精密化に務めるべきであるというこの傾向は、現代政治学においては政治学の科学化、特にその操作化の主張として受けつがれている。そこにおいては権力関係あるいは権力構造がどのように存在しているかの記述がなされるだけで、価値の問題として正統性が論じられることはほとんどない。

ところで、これまで長々と正統性の理論的扱いの諸方法について述べてきたのはパーソンズの正統性概念の位置づけのためにはかならない。これまで述べてきた文脈からすれば、パーソンズの正統性概念は大きく分けてウェーバーらの価値判断を科学から除去する立場に連なるものとみることがができる。彼が主張するのは次のことである。権力が体系内で効果的に作動するためには権力は正統性を獲得していなければならない。権力の正統化は社会体系の制度化された価値から生ずる人々の合意に基づくことより達成されるのである。彼は権力の正統性の基礎に社会的価値を置いていたけれども、望ましい価値を指示することはしていない。そして既に述べたように、合意に基づく正統化の必要を説きながらも正統性の問題を素通りする彼の態度が正統性の無視という批判を招いているのである。しかしながら、その批判がパーソンズは正統性を全く扱っていないというのであれば、それはパーソンズの正確な理解ではなく、また彼が正統性の基礎に特定の価値を盛りこまぬことを難するのであれば、その批判に科学が答えるべきか否かの判断を別とすれば、たしかにパーソンズは特定の価値を推奨しているのではない。

このように、パーソンズの権力の正統性概念は価値判断を離れた科学的領域における概念構成であると位置づけることができる。しかし彼の概念構成において最後まで疑問として残るのは、彼が主意主義的な行為理論から出発しながらも、いつのまにか規範至上主義に移行してしまい、社会における価値体系の動的過程を詳しく論ずることなく共通価値を措定し、そこから正統性概念を引き出している論理的手続である。そしてこの共通価値の措定ということがパーソンズとミルズの権力観の相違、さらには社会変動の処理とも関連しているのである。

III

二人の権力に対する考え方の相違は零和概念に關してだけではない。パーソンズは、(1)権力は社会において稀少であるゆえに価値に従つて規制されなければならない、そのためには社会は共通の価値を所有しているのでなければならぬ、(2)社会における責任の分化が権力の不平等を生じさせるのであり、責任を引き受け権力を保持するエリートは制度化された価値基準に従つて権力を行使していると信じてよい、と考へている。これに対してミルズは、(1)社会が共通価値を有するのは極限状態においてであり、権力は価値に従うだけでなく強制を背景としても作用することができるのであり、(2)従つて権力が常に公共的目的に行使されるという保証はなく、私的目的のために使用される可能性は大きいのであるから、エリートを常に監視してゆかなければならない、としてゐる。⁽¹⁰⁾この見解の対立は窮極のところ新自由主義と現実主義という二人の世界観に由来しており、一方を可とし他方を不可とする性質のものではない。権力は本来的に“同意と強制”の二側面を持つ両面神なのであり、権力⇖社会維持というパーソンズの立場も、権力⇖支配というミルズの立場も一方的に認めることはできない。ということは、価値およびそれに従うとされる役割期待が構造化された対立の表現形態としてもあることを説き、そのような側面への注意を促すミルズの批判を、そのかぎりにおいて、パーソンズは受け入れざるを得ないことを意味するのである。

パーソンズの社会体系理論では社会変動を処理できないとする批判がある。⁽¹¹⁾彼の意図に變動への視点がないわけではないが、彼が分析活動を通して社会變動の側面を軽視してきたこと、また彼の社会体系論に變動を扱う場合の明確な図式を欠くという難点のあることは否定できない。明らかにこの傾向は均衡論的性格に原因しており、権力の社会維持機能の強調、正統性の基礎としての共通価値の本来的存在、正統性の好意的承認という権力概念の諸性質はこの傾向の一端を支えるものである。しかしながら、經驗的には困難と思われる社会から切斷した価値の自律的領域を指定するかあるいは社会成員すべてが合意する価値を仮定するのではなく、⁽¹²⁾パーソンズの権力概念と正統性概念が権力現象の全側面を説明することは無理で

あり、社会構造の変動を伴う対立葛藤状況の支配—被支配という社会関係のなかにも権力を見出す努力がなされなければならない。この意味において、ダーレンドルフの提唱する支配団体の理論、あるいは「すべての支配関係の潜在的なる非正統性」という命題の妥当する側面のあることを、対立的にでなくまさしく相補的にパーソンズ理論は容認する必要がある。このような批判には、パーソンズの主要関心は関係枠の構築にあり理論構築にあつたのではないという反論もなされえようが、そのような反論は理論的関心を固定させる、または理論の前進を阻むものであつてはならないはずである。

IV

最後に政治学にとつてパーソンズ権力概念の持つ意義をまとめておきたい。彼の権力概念は機能的概念であるということ、すでに論じられている実体概念と関係概念の理論的得失図のうちに位置づけられようが、まず第一に注目しなければならぬのは、体系論のなかに見出されるパーソンズの権力概念は体系維持に順機能する能力として極めて分析的かつ形式的に捉えられていることである。この権力の形式的理解は一方で社会対立状況に位置する権力の動態の解明を不鮮明にし、他方で権力の嫌悪すべき側面、所謂権力の恥辱を視野のうちから除外している。しかしながら、政治学がその対象として扱ってきているのは対立を含む社会状況にうごめく生々しい権力の姿である。現実の権力形態の批判あるいは権力理想の定立は政治哲学の領域とも深い関連を有しているのだが、政治学が権力の科学であるとしたら、少なくとも権力の反面を看過することは許されず、現実のなかに正統性を高める努力をしなければならぬ。この意味で政治学からのパーソンズ権力概念の利用には一定の限界のあることを注意する必要がある。

彼の権力概念のうち、集合的目標達成能力としての権力は、権力を階級支配の道具のほかの何物でもないとみる人を除けば、多くの政治学徒により容易に受容されうるのであろう。ただ体系論で集合的というとき、それが幾重の水準にも適用されることを再確認しておく必要はあろう。権力関係を交換関係として理解する仕方は既知のものであるが、交換媒体としての

権力の概念という見方は従来の政治学には革新的な視点である。パースンズが例示した権力を媒体として伴う交換関係はただ確定的でなく具体的検証の作業が待たれるが、パースンズを離れ交換関係を一般的に考えても、そのような方法が定着するには、交換を測定する方法、広く言つて権力関係の測定理論の充実が先決ではないかと考えられる。権力測定理論はダー⁽¹⁴⁾ル等により研究されているが、この点については正統性の問題と共に他日を期したいと思つている。

- (1) T. Parsons, *On the Concept of Political Power, in Sociological Theory and Modern Society*, p. 347.
- (2) モーソンス批判の著名論文は次々々々 D. Lockwood, *Some Remarks on "The Social System"*, *British Journal of Sociology* VII (June, 1956), pp. 134-146.
- R. Dahrendorf, *Out of Utopia: Toward a Reorientation of Sociological Analysis*, *American Journal of Sociology*, LXIV (September, 1958), pp. 115-127.
- (3) Mitchell, *op. cit.*, p. 84.
- (4) 伊手健一、F・ノイマンの政治権力論について、*国学院法學*、第二卷第三号、一九六五年、七〇頁。
- (5) T. Parsons, *Social System*, p. 291.
- (6) T. Parsons, *Authority, Legitimation, and Political Action*, in C. J. Friedrich ed., *Authority* (Harvard University Press), 1958, rep., in T. Parsons, *Structure and Process in Modern Societies* (New York: Free Press), 1967, p. 175.
- (7) 丸山真男、現代政治の思想と行動、未來社、一九六七年、三九六―四〇〇頁。
- (8) 松下圭一、市民政治理論の形成、岩波書店、一九六七年、第一章。同、*集団観念の形成と市民政治理論の構造転換*、*法學志林*、第五三卷三・四号、一九五六年、一五三―一六〇頁。
- (9) ウェーバー、社会科学方法論、恒藤他訳、岩波書店、一七頁。
- (10) Mitchell, *op. cit.*, pp. 176-185.
- (11) 註(2)。社会変動をこの点で扱つたものとして、*社会学評論*、第七七号、一九六九年、に特集がある。
- (12) C・W・ミルズ、*社会学的想像力*、鈴木訳、紀伊國屋書店、一九六八年、五〇頁。
- (13) R・ダーレンドルフ、*産業社会における階級および階級闘争*、富永訳、ダイヤモンド社、一九六四年、二四一頁。
- (14) R. A. Dahl, *The Concept of Power*, *Behavioral Science*, II, 1957, pp. 201-215.